輸入貿易管理の対象

貨物を我が国に輸入しようとする場合は、すべて輸入貿易管理令の適用対象になります。 が、その対象となる貨物等は以下のとおりです。

(1)「貨物」の定義

外為法は、その管理目的に合致するように「貨物」を次のように定義づけています。即ち「貨物とは、貴金属、支払手段及び証券その他債権を化体する証券以外の動産をいう。」(法第6条第十五号)

ここで「支払手段及び証券その他債権を化体する証書」が「貨物」でないのは常識のとおりですが、「貴金属」は関税法上は「貨物」として取り扱われているのに拘らず、外為法上は「貨物」とされていないため誤解を生ずるわけです。いずれにしても、「貴金属」を輸入しようとする場合は、輸入貿易管理の対象ではなく、為替管理の対象(財務省)となっていることに注意して下さい。

なお「貴金属」とは「金の地金、金の合金の地金、流動していない金貨その他の金を主たる材料とする物をいう」(法第6号第十号)ことになっておりますが、このうち「金を主たる材料とする物」とは、当該物品中に含有する金の重量又は価格が、総重量又はFOB価格の2分の1以上のものと解釈されています。従って白金等の金以外の貴金属地金及び製品や、金製品であっても金含有量が価格、重量比2分の1以下の場合は、輸入貿易管理の対象となりますが、金地金が重量又はM価格比2分の1以上の金製品を輸入する場合は、輸入貿易管理令の適用はありません。

(2)「輸入」の定義

「貨物を輸入しようとする物は、……輸入の承認を受けなければならない。」(令第4条)といっている「輸入」とは、貨物の輸入に係る売買契約締結から始まり、貨物を外国から本邦へ物理的に移動せしめ、代金を決済し、通関等を終了する一連の行為を指すものと解することができます。(広義の輸入)

しかし、輸入貿易管理の対象の範囲に関しては、狭義の「輸入」即ち如何なる態様の貨物の移動を「輸入」と解するかが問題となるわけです。通常の輸入の場合は、貨物が外国から海路又は陸路送付され海岸線を突破してまず保税地域に陸揚げされ、その後通関をすませて国内貨物となりますが、この貨物移動の経路のうち特に問題となるのはその出発点及びその終着点、即ち「外国」から到着するものであることと当該貨物が本邦の「海岸線を突破」するものであることの二要件です。

第一の要件の「外国から到着する」とは、本邦以外の国の領土、領海、排他的経済水域及び大陸棚等、当該国の主催が国際法上又は事実上及んでいる地域及び水域を出発点として到着することです。従って、外国籍の船舶が外国の領海及び外国の排他的経済水域で採捕した水産物を本邦に引き取ることは勿論のこと、公海及び本邦の排他的経

済水域で採捕した水産物を引き取ることも「輸入」であるのに反し、本邦籍船舶が外国の 領海以外(外国の排他的経済水域及び公海等)で水産物を漁獲してそのまま持ち返るこ とは、「輸入」とはならず、一切の管理は行われておりません。なお、本邦から出漁した船 舶が外国の領海で採捕した水産物を本邦に引き取ることは「輸入」となりますが、輸入自 由品(令別表第1第十七号)とされています。またアラビア石油㈱が現在サウジアラビア・ク ウェイト中立地帯の沖合で石油を採掘しています。その採掘地点は公海上ですが大陸棚 であり、また採掘権の対価を両国に支払っている点等から事実上沿岸国の主権の及ぶ地 域であると考えられ、この原油を本邦に引き取る場合は「輸入」となるわけです。この例外 となるのは、一旦輸出の許可を受けた貨物を本邦に引き取る場合であり、外国から輸出品 が積み戻されて来た場合と同様に便宜的に輸入として取り扱っています。

以上の意味における「外国から到着した貨物」が第二の要件である本邦の「海岸線を突破」すれば、まさに輸入貿易管理の対象となる「輸入」であり、その後保税上屋に仮陸揚げされるものであっても、保税工場又は保税倉庫に移し入れ又は庫入されて後に再輸出されるものであっても輸入管理の対象となるわけです。関税法上の「輸入」は、輸入の許可等を受けて完全な内国貨物となる時点(通関時)を輸入としているわけですが、それぞれの法目的の相違によるものということができましょう。なお、保税上屋に仮陸揚げされる貨物については、「輸入」ではあるが「輸入自由品」となっています。(令第14条)

また船舶を輸入する場合は、性質上海岸線を突破することはあり得ないわけですが、この場合は①本邦外において本邦の国籍を取得した船舶がはじめて本邦に回航されて使用に供される時、②本邦内にある外国籍の船舶が本邦の国籍を取得して使用に供される時に「輸入」が完了したものとして、輸入貿易管理の対象としています。なお、航空機についても、船舶の取扱を準用しています。